

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の役員就任(農村整備課)

土地改良区の役員就退任(三件)(〃)

土地改良区の役員退任(〃)

土地改良区の定款の変更認可(四件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

基本測量の実施(管理課)

都市計画の決定予定(二件)(都市計画課)

都市計画の変更予定(四件)(〃)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公安告示
遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第三百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成九年四月一日
医療法人井東医院	倉吉市上難町一七二	〃
船田医院	米子市尾高一一五九	平成九年四月十六日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五丁目一三八	平成九年四月十七日
仲齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿一一四四	平成九年四月二十一日
伊藤医院	東伯郡北条町江北八一	平成九年四月二十三日
有限会社山田薬局	倉吉市上難町一七一	平成九年四月一日

鳥取県告示第三百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 桑 本 享 西伯郡名和町大字富長六六九

〃 権 田 幸 吉 西伯郡名和町大字押平二〇八一

平成九年三月十八日就任 任期 平成十年一月十一日まで

鳥取県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 正 雄 倉吉市大原六二五

〃 柴 田 高 春 倉吉市大原五九六

〃 倉 繁 久 雄 倉吉市大原六九

〃 山 崎 登 倉吉市大原一九〇

〃 山 脇 弘 倉吉市大原二三〇一

〃 牧 野 文 徳 倉吉市大原二四〇

〃 涌 島 悦 夫 倉吉市上余戸二二三

〃 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸四六二一

〃 涌 島 春 義 倉吉市栗尾二二六

監事 倉 繁 博 信 倉吉市大原二五四

〃 門 脇 一 栄 倉吉市上余戸一四九

平成九年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 正 雄 倉吉市大原六二五

〃 牧 野 文 徳 倉吉市大原二四〇

〃 山 脇 弘 倉吉市大原二三〇一

〃 牧 野 和 徳 倉吉市大原五九七

〃 福 山 功 倉吉市大原一九八一

〃 山 根 長 治 倉吉市大原一〇四一

〃 涌 島 勝 利 倉吉市栗原二三八

〃 高 木 清 高 倉吉市上余戸二七六

〃 涌 島 悦 夫 倉吉市上余戸二二三

監事 倉 繁 博 信 倉吉市大原二五四

〃 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸四六二一

平成九年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社村国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 礼次郎 倉吉市国分寺二九四

〃 高岡 俊一 倉吉市国分寺一六〇一一

〃 小谷 弘通 倉吉市国分寺二六三

〃 大庭 保 倉吉市福光六一二

〃 河本 定夫 倉吉市福光二二六一二

〃 徳田 早苗 倉吉市福光四四二

〃 早田 重喜 倉吉市横田七〇四

〃 早田 博之 倉吉市横田六九八

監事 小谷 壽雄 倉吉市国分寺一一七

〃 牧田 末広 倉吉市福光五八四一六

平成九年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 礼次郎 倉吉市国分寺二九四

〃 高岡 俊一 倉吉市国分寺一六〇一一

〃 高岡 和美 倉吉市国分寺二五三

〃 大庭 保 倉吉市福光六一二

〃 河本 定夫 倉吉市福光二二六一二

〃 前田 浩登 倉吉市福光五六五一二

〃 早田 重喜 倉吉市横田七〇四

〃 早田 博之 倉吉市横田六九八

監事 牧田 末広 倉吉市福光五八四一六

〃 小谷 壽雄 倉吉市国分寺一一七

平成九年四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡 邊 要 行 西伯郡淀江町大字福岡一〇五〇

平成九年一月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 豊 西伯郡淀江町大字福岡一〇〇六

平成九年四月一日就任 任期 平成十一年十月十九日まで

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福 井 美 雄 倉吉市般若二九八

平成九年三月二十四日退任

鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕敷屋土地改良区の定款の変更を平成九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を平成九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、庄内土地改良区の定款の変更を平成九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定によ

り告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業上野地区農道整備）を平成九年四月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業佐川地区区画整理）を平成九年四月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十六号

鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業三津地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五

号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業大栄地区農道整備と区画整理を一体としたもの	平成九年三月二十五日

県営畑地帯総合整備事業大栄Ⅱ期地区農道整備と区画整理を一体としたもの

鳥取県告示第三百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業期間 平成九年五月十二日から平成十年二月二十日まで

三 作業地域 岩美郡国府町、八頭郡船岡町、西伯郡西伯町、岸本町、淀江町、大山町及び中山町並びに日野郡日南町及び江府町

鳥取県告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市役所(米子市加茂町一丁目一)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画流通業務地区

二 都市計画を定める土地の区域

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字南向ノ二、字高田屋敷、字縄添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字狐池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び字谷田

鳥取県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画流通業務団地

二 都市計画を定める土地の区域

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字南向ノ二、字高田屋敷、字縄添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字狐池及び字西天神免並びに今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田及び字向谷田

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字南向ノ二、字高田屋敷、字縄添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字狐池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び

鳥取県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同法第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）及び境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字南向ノ二、字高田屋敷、字縄添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字狐池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び

2 市街化調整区域
 変更する部分
 字谷田並びに境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字相老、字門脇、字弁天崎、字中大藪灘、字下大藪灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字大向、字高田屋敷、字縄添、字センゾク、字五反田、字鹿間及び字西平垣、赤井手字狹池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び字谷田並びに境港市渡町字西柳川、字大沢及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭及び字柳川灘並びに小篠津町字相老、字弁天崎、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地
 削除する部分

米子市二本木字上案内寺、字上大向、字大向ノ二及び字南砂田並びに今在家字大龍庵並びに境港市渡町字新海、三軒屋町字柳川及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字門脇、字中大藪灘、字下大藪灘及び字別荘灘

鳥取県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）及び境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称
 米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

1 第二種低層住居専用地域

境港市渡町、三軒屋町、小篠津町及び小篠津町と一体をなす国有地の一部の各一部

2 第二種中高層住居専用地域

境港市渡町、三軒屋町、小篠津町及び小篠津町の地先国有地の各一部

3 第二種住居地域

境港市渡町の一部

4 準工業地域

米子市二本木、赤井手及び今在家の各一部並びに境港市小篠津町の一部

5 工業地域

境港市小篠津町の一部

鳥取県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）及び境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 境港新都市土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢及び字上灘並びに同市三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに同市小篠津町字相老、字門脇、字弁天崎、字中大藪灘、字下大藪灘、字別荘灘、字門脇灘、字水井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

鳥取県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年四月三十日から同年五月十四日まで米子市都市開発部都市計画課（米子市加茂町一丁目一）及び境港市建設部都市計画課（境港市上道町三〇〇）及び淀江町企画調整課（西伯郡淀江町大字西原一二二九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年五月十四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路路三・三・七号米子駅境線、三・四・五号横断道境港線、三・四・二六号美濃大山線、三・四・二七号流通団地1号線、三・四・二八号流通団地2号線、三・四・二九号竜ヶ山中央線、三・四・三〇号竜ヶ山巡環線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線

変更する部分

境港市渡町字大沢並びに同市三軒屋町字下麦垣及び島屋西

2 三・四・五号横断道境港線

変更する部分

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺及び字南砂田並びに同市赤井手字狐池並びに西伯郡淀江町大字佐陀字藤ノ木及び字榎田

3 三・四・二六号美濃大山線

変更する部分

米子市二本木字上大向、字大向ノ二、字高田屋敷、字繩添、字五反田、字西平垣、字岩屋畑、字心斉坪ノ巻、字土井之上式、字板橋、字勢勇、字甘草田西、字甘草田東及び字星田並びに同市今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココ口及び字向谷田

4 三・四・二七号流通団地1号線

追加する部分

米子市二本木字大向、字高田屋敷、字繩添及び字南砂田並びに西伯郡淀江町大字佐陀字榎田

5 三・四・二八号流通団地2号線

追加する部分

米子市二本木字上河原、字下案内寺、字上案内寺及び字大向並びに同市字菰池並びに同市今在家字大龍庵

6 三・四・二九号竜ヶ山中央線
追加する部分

境港市渡町字西柳川、字新海及び字大沢並びに同市三軒屋町字下麦垣、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに同市小篠津町字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先
国有地

7 三・四・三〇号竜ヶ山巡環線
追加する部分

境港市三軒屋町字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに同市小篠津町字弁天崎、字中大藪灘、字下大藪灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

鳥取県告示第三百三十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年五月六日から施行する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

角盤町支店	米子市角盤町二丁目
米子本通支店	米子市四日市町

を

米子市中央支店

米子市角盤町二丁目

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	エレクトロロインジヤパン株式会社			
	住所	東京都港区芝四丁目2-3			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	回胴式遊技機	ポーナスショット	エレクトロロインジヤパン株式会社	640334	平成9年4月30日から3年間
〃	〃	ゲッターマシン	〃	740041	〃
	〃	〃	〃	〃	〃